

黒滝村起業支援補助事業の募集について

1. 目的

村内における起業の環境を整え、定住の促進を図り、地域振興につなげるため、起業に必要な経費の一部を補助します。地域おこし協力隊隊員の任期満了後の起業も目的とします。

2. 補助額等

1 件あたり 50 万円を上限とし、補助対象経費の 1/2 以内とします。ただし、補助額が 20 万円に満たない場合は交付できません。なお、地域おこし協力隊最終年次の者及び任期終了日から 1 年以内の者は、補助対象経費の額の 10 分の 10 以内とし、限度額は 100 万円とします。

3. 補助対象

村内起業拠点の新規事業開始者（個人は村の住民基本台帳に登録されており税務署に開業届の提出を行う者。法人は村内に本店を設置し活動の拠点が本村域内にあり法人登記を行うもの。また、補助金の交付申請時において起業の日から 1 年を経過しない者、補助金の交付申請年度の 3 月末日までに村内において新たに起業を予定している者を対象とします。）、村内の既存事業者の異業種への参入者、事業の再生・継承者も対象となります。

対象事業は

(1) 村の活性化に資するもので次に該当する者

① 地域の課題の解決に資する事業として、次のいずれかに該当すること。

- ・ 交通、医療、福祉及び子育て支援に関する事業
- ・ 農林水産業の振興に関する事業
- ・ 地域資源を活かした製造業、環境・エネルギーに関する事業
- ・ 生活の安全・安心に関する事業
- ・ 飲食・食料品に関する事業
- ・ 観光の促進に関する事業
- ・ 文化・芸術・教育に関する事業
- ・ 村内の雇用・移住が見込まれる事業

② 社会的事業として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ・ 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）、
- ・ 事業の収益によって自立的な事業の継続が可能であること（事業性）、
- ・ 村内における同様のサービスの供給が十分でないこと（必要性）。

(2) 起業後 3 年以上の継続性が見込まれる事業であること。

(3) 建設業、風営法、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動事業ではないこと。

(4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断されるものでないこと。

対象経費は

- (1) 商品の試作又は実験販売等に要する経費
- (2) 施設及び設備備品等の整備及び土地建物の購入又は貸借に要する経費
- (3) 法人登記又は知的財産登録等に要する経費
- (4) 技術指導受け入れに要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が起業のために必要と認めた経費

※村及び国県等の他の補助制度により補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から差し引くものとします。

4. 要綱の特徴

- ・3年以上の事業継続を条件としています。（3年未満での休止や村外移転等の場合は交付決定を取り消し、事業実施年数に応じた規定額の返還を請求します。）

5. その他

- ・募集は予算の範囲内（令和7年度は約2件分）となり、審査会の審査を経て交付決定となります。補助金の予算額を超えた場合や、申請内容が補助対象外となる場合等は、審査会の審査を経て不受理となる場合があります。
- ・1対象者当たり1件で、補助金交付年度内に完了するもの。過去に本補助金の交付を受けた者（生計を一にする者も含む）は、補助対象となることができません。
- ・確定補助金の交付は、実績報告書（領収書、写真等添付）の審査確認の後になります。
- ・補助事業の実施年度の翌年度から3年間、補助事業に係る事業の経営状況及び国税等への所得申告の状況に関する報告を求めます。
- ・募集・審査のスケジュール
5月～6月 募集期間（募集〆切6月16日（月））
7月 交付決定予定

○問い合わせ先

黒滝村役場 企画政策課（電話 0747-62-2031）

村ホームページから補助要綱、申請様式をダウンロードすることができます。